

第1章 吹田市の環境政策

本市の環境政策の基本的な枠組みと施策の目標を紹介します。

■ 吹田市環境基本条例

本市は、平成9年(1997年)3月に「吹田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、本市の環境政策の考え方や進め方などの施策の基本的なことがらを定めています。

環境基本条例の主な内容

- (1) 基本理念、施策の基本方針
- (2) 市民、事業者、行政の責務
- (3) 環境基本計画・環境白書
- (4) 基本的な施策
- (5) 環境審議会

■ 吹田市第3次環境基本計画

本市は、令和2年(2020年)2月に、第3次環境基本計画を策定しました。これは吹田市環境基本条例に基づき、環境政策の目標や施策の柱を定めるものです。

(1) 計画の期間

令和2年度(2020年度)から
令和10年度(2028年度)までの9年間

(2) 重点戦略

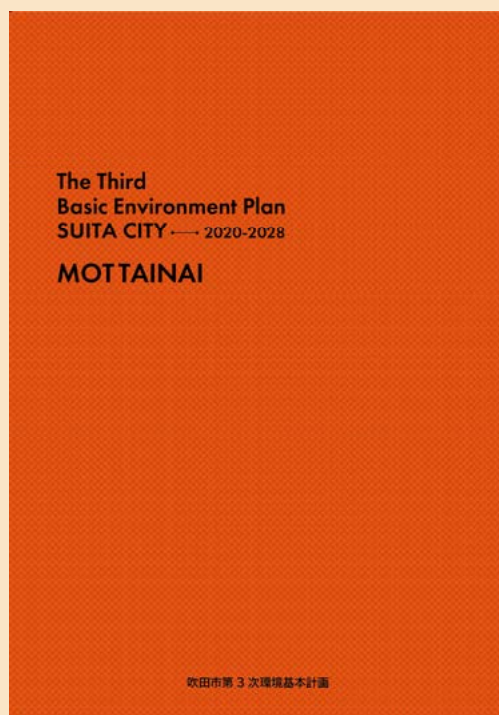
望ましい環境像を実現するため、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む「重点戦略」(はぐくむ、まもる、そなえる)を設定し、その推進に取り組んでいます。

(3) 施策の体系と環境指標

分野ごとに目標と指標を定め、さらに具体的な施策と担当部署を明記して、責任の明確化と施策の着実な推進を図ります。

(4) 進行管理

年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。審議会での審議や評価の内容を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。



重点戦略

戦略の方向性	目 標
戦略Ⅰ はぐくむ	環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ
戦略Ⅱ まもる	良好な環境をまもる
戦略Ⅲ そなえる	気候変動による影響にそなえる

分野別目標

分野と目標	代表指標と目標値	施策の柱
エネルギー 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	市域の年間エネルギー消費量 令和10年度（2028年度）までに （市域） 13.1PJ （ペタジュール） （家庭部門・市民1人当たり） 8.2GJ （ギガジュール） （業務部門・従業員1人当たり） 25.6GJ （ギガジュール）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライフスタイルや事業活動の転換促進 ■ 省エネルギー機器などの導入促進 ■ 再生可能エネルギーの導入拡大
資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成	市民1人当たりごみ排出量（1日） 令和10年度（2028年度）までに 760g リサイクル率 令和10年度（2028年度）までに 25.6%	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの発生抑制を優先する社会への転換 ■ 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 ■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 ■ 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 ■ 水資源の有効利用と健全な水環境の推進 ■ 産業廃棄物の適正処理
生活環境 健康で快適なくらしを支える環境の保全	公害に関する苦情を解決した割合 令和10年度（2028年度）までに 80% 「環境美化推進団体」の団体数 令和10年度（2028年度）までに 40団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境汚染防止対策の推進 ■ 環境美化の推進 ■ ヒートアイランド対策の推進 ■ 日照障害・電波障害対策
みどり・自然共生 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	吹田市域の緑被率 将来目標 30% みどりの協定に基づく取組などを行う団体数 令和10年度（2028年度）までに 60団体 みどり豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合 令和10年度（2028年度）までに 67%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性の保全 ■ 自然資源の持続的な利用 ■ みどりを継承する ■ みどりを生み出す ■ みどりを活かす ■ 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める
都市環境 快適な都市環境の創造	今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合 令和10年度（2028年度）までに 70% まちなみが美しいと感じる市民の割合 令和10年度（2028年度）までに 70%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観まちづくりの推進 ■ 自動車に過度に依存しない交通環境整備 ■ 環境に配慮した開発事業の誘導